

様式2（計画用）

「越前市地域福祉計画（案）」に関するパブリック・コメント結果

案件名	越前市地域福祉計画（案）について				
実施期間	令和5年12月15日（金）～令和6年1月11日（木）				
趣旨	<p>高齢者、障がい者、子ども・子育てなどに関する計画やその他市民一人一人の生活に関わる行政計画など、福祉施策における個別計画の上位計画として位置付けます。地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、一人一人が望む方法で地域や社会に参加し、つながり、支え合う「共生する社会」の実現に向けた施策を示します。</p> <p>また、再犯防止推進計画及び自殺対策計画を内包します。</p>				
意見提出者数 （件数）	4人（7件）				
	40代	70代	50代	未記入	合計
	1（3）	1（2）	1（1）	1（1）	4（7）
意見に対する回答	以下のとおり				

No	年齢	該当する箇所	ご意見の要旨	越前市の回答
1	40代	基本目標3 (P27～30)	これまでの属性による縦割りの支援ではなく、重層的支援体制による「個人まるごと」「家族まるごと」の支援の実現が計画改定の目的であることについて簡易・簡潔で市民に分かりやすい記述を。	市民に分かりやすいよう、主な取組みに「人や世帯を丸ごと支援するために」と記載し、特に計画改定のポイントである「重層的支援体制整備事業」や「包括的な相談支援体制」を表す図を大きくしました。
2	40代	基本目標3 (P27～30)	「相談体制の充実」の目的は「支援の必要な人に必要な支援が届く」ための手段であることが伝わるような明確な記述を。	基本目標3（P27～30）にご意見のあったように「支援が必要な人に必要な支援が届くよう」と、追記しました。
3	40代	計画全般	目的と手段を明確に分け記述していただくことを期待する。	それぞれの基本目標について、おおむね「現状・課題・方針」「施策の方向の各項目」「主な取組み」という構成で、計画の施策推進の方向を表しています。

様式2 (計画用)

				「方針」や「施策の方向の各項目」が「目的」に、「主な取組み」が「手段」に当てはまります。
4	70代	第1章 4(2)進捗状況 基本目標3③ 自殺対策の推進 第4章 基本目標3(5) 自殺防止の推進 【市自殺対策計画】	「自殺対策の推進」は「自殺防止対策の推進」ではないのか。	「対策」とは、良くない状況に対応するための方法・手段を示すため、自殺対策としています。本市では、国の自殺対策基本法に基づき、福井県自殺対策計画等を踏まえて自殺対策の推進について策定しています。
5	70代	第4章 基本目標3(5) 自殺防止の推進 【市自殺対策計画】	「自殺」と「自死」との言葉の違いを教えてください。計画書に記載していただくとありがたい。	特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センターが公表している「自死・自殺の表現に関するガイドライン」によりますと、行為を表現するときは「自殺」を使い、遺族や遺児に関する表現は「自死」を使うと記載されています。本市では、自殺という行為を防ぎ止めるための取組みとして「自殺対策」と表記しています。
6	50代	第4章 基本目標3 支援が必要な人や支援者を支える体制があるまち	強度行動障がいのある子どもと高齢者を抱えている家庭を丸ごと支援するための具体的な支援プランは、どのようにニーズを把握し、どこで作成され、その評価はどのようにしていくのか。このことについて、計画にはどこに書かれているのか。	複雑化・複合化した課題を抱えている場合は、支援会議（越前市つなぐ・つながる支援会議）や重層的支援会議において、分野の枠を超えて多機関が協働し、支援関係機関によるチーム体制で支援をします。このことについては、この計画中の重層的支援体制整備事業実施計画（P39～41）に示しています。

様式2（計画用）

				<p>強度行動障がいのある人や高齢者それぞれの具体的な個別支援プランは、該当する分野において作成及び評価をしています。また、それぞれの分野の個別計画において、ニーズを把握し、必要なサービスを提供するための体制や方策を定めています。</p>
7	未記入	<p>第4章 基本目標2 お互いを認め合うまち 基本目標3 支援が必要な人や支援者を支える体制があるまち</p>	<p>障がいのある人とその親に関し、支援の申し出、入浴サービスや社会参加、地域交流について、どのようなプランが作成され、どのような環境整備を行うのか。</p> <p>訪問入浴の回数制限など、親や本人の生活スタイルに合わせた制度づくりは、今後、どのように改善されるか。</p> <p>困りごとやニーズと制度やサービス提供事業所の乖離を少しでも埋める改善策は。</p>	<p>この計画は福祉施策における個別計画の上位計画として位置付けるものであり、具体的な事業やサービスについては個別計画において示しています。</p> <p>例えば、障がいのある人やその家族の支援については「市障がい者計画」において施策に関する基本的な事項を、「市障がい福祉計画」「市障がい児福祉計画」においてサービスの提供体制の確保等に関する事項を定めています。</p> <p>また、高齢者やその家族の支援については「市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画」において定めています。</p> <p>個別具体的な支援プランについては、障がいのある人や高齢者など、一人一人の困りごとやニーズを丁寧にお聴きし、それぞれの該当する分野において作成しています。</p>

様式2（計画用）

				<p>地域福祉計画には高齢、障がい、子ども等の各分野が共通して取り組む事項を記載しており、「高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉サービス利用者の支援や生活の質の向上に資するため、各分野の福祉サービスを総合的に提供したり、共生型サービスの推進など、地域資源を活用し、分野横断的な福祉サービス等の展開を進める」方向性を示しています。</p>
--	--	--	--	--